

## 「 個人情報の取扱いに関する誓約書 」

\_\_\_\_\_ (以下「本団体」という)は、宗教法人「浄土宗」(以下「浄土宗」という。)から個人情報保護及び関連法令に定義された個人情報(以下「個人情報」という。)を閲覧または提供されるにあたり、以下の通り誓約いたします。

### 1、(適用範囲)

本誓約書は、本団体が委託し、浄土宗から閲覧及び提供される次の個人情報について適用されるものとします。

(提供される個人情報の内容)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
(利用目的)

### 1、(再委託)

本団体は、閲覧及び提供された全部又は一部の個人情報を業者等に再委託する場合は、再度浄土宗へ書面による事前の承諾を得るものとする。この場合、本団体は、その委託にかかる第三者の行為及びその結果について全ての責任を負うものとします。

### 1、(データ並びに資料などの管理)

本団体は、業務遂行上浄土宗より閲覧及び提供されたデータ並びに資料について責任を持って管理するものとし、データ及び資料について一切の複製・加工はいたしません。

### 1、(守秘義務)

本団体は、目的達成上知り得たデータ内容に関する一切の情報を目的を達成した後といえども第三者に、公表、漏洩、転売等の行為はいたしません。

### 1、(損害賠償)

本団体が、本誓約書に違反し、浄土宗及び第三者に損害を与えた場合は、本団体はその損害を賠償するものとします。

### 1、(処分)

本団体が、本誓約書に違反した場合、浄土宗懲戒規程(宗規第105号)の第37条「守秘義務」に該当し、責任は代表者及びデータ取扱い者にあるものとします。

### 1、(個人情報の取扱い)

浄土宗が閲覧及び提供に際し、個人情報を預託した場合、本団体は、本誓約書に定める事項とともに、次の各項目を遵守するものとします。

- ① 本団体は、個人情報保護管理者を定め、個人情報の秘密を保持いたします。
- ② 本団体は、閲覧及び提供された個人情報に接触できるものを必要最小限の役員及び従業員(以下、「従業者」という)のみ、取り扱います。
- ③ 本団体は、自己の従業者に対して、この誓約書の内容を周知させ、個人情報の適正な管理が実

現できるように必要な教育を行います。

- ④ 本団体は、自己の従業者の退職・退任後の行為を含めて、その行為について責任を負います。
- ⑤ 本団体は、個人情報の保管については、漏洩・改ざん・紛失・破壊等がないように厳重に保管し、目的以外に利用いたしません。
- ⑥ 本団体は、事前に書面による浄土宗の了解を得た場合を除いて、預託された個人情報を第三者に開示・利用・提供等をいたしません。
- ⑦ 本団体は、浄土宗より閲覧及び提供されたデータ及び資料について一切の複製・加工はいたしません。

## 1、(管理状況の報告・監査)

浄土宗は、預託した個人情報の取扱い状況及びその保護に関する管理状況について、必要に応じ本団体に対して何時でも書面による報告を求めることができるものとし、本団体は遅滞なく、これに応じるものとしします。

また、浄土宗は本団体に対して、必要に応じて個人情報の取扱い状況及び管理状況に関する監査を行うことができるものとし、本団体はこれに応じるものとしします。

## 1、(緊急時の対応等)

本団体は、個人情報の漏洩・改ざん・紛失・破壊等の事故が発生した場合、又はその恐れを生じた場合には、直ちに浄土宗に通知するとともに、当該事故による損害を最小限に止めるために必要な措置を本団体自らの責任と費用負担において講じるものとしします。なお、必要な措置を講じても、損害が発生したときは、本団体は損害賠償の義務を免れることはありません。

## 1、(再発防止の措置等)

本団体は、発生した個人情報の漏洩・改ざん・紛失・破壊等の事故の再発を防ぐため、その防止策を検討し、浄土宗と協議の上で決定した有効な防止策を講じるものとしします。

## 1、(情報提供の解除)

本団体が次の各項目に該当する行為を行った時は、事前の通知なく直ちに本誓約を破棄し閲覧を停止させるものとしします。

- ① 本誓約に基づき浄土宗、本団体双方が合意した事項に違反したとき
- ② 重大な過失又は背信行為があったとき
- ③ その他、本団体が浄土宗から委託された業務を遂行することが困難になったとき

以上の事項を誓約し、記名捺印の上、提出いたします。

令和 年 月 日

誓約団体代表者

\_\_\_\_\_ (印)

誓約団体データ取扱い者 (実際に事務にあたる者)

\_\_\_\_\_ (印)